

○厚生労働省令第百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

改 正 前

(新設)

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

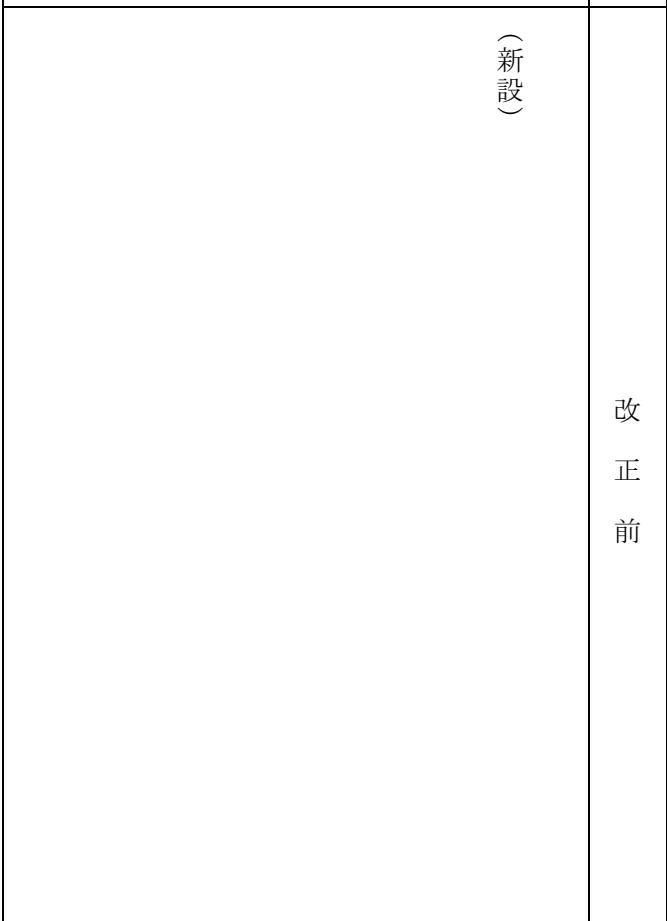
(自動車を運行する場合の所在の確認)
第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他

の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 | 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(新設)

改 正 前



（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(自動車を運行する場合の所在の確認)
第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(新設)

改 正 前

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。附則において「家庭的保育事業等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

改 正 前

(新設)

2| 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限り)を行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の

一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第二条 第一条の表の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、

指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当

該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百七十
五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「、第七十二条第一
号」に、「並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の
設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、「並
びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に「、第六条の四」を加え、同欄
の設備運営基準第六条の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」
に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一条第十号中「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条
の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四、第七十九条にお
いて準用する場合を含む。）」を「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七
十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含
む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条

の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）に改め、同欄の指定通所支援基準第七十一条の十四中「第四十条の二」の下に「、第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に「、第四十条の三第一項」を加える。

第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。
第五条の表改正後欄の家庭的保育事業等基準第一条第一項第二号中「第七条の二」の下に「、第七条の三」を加える。